

県土整備企業常任委員会提出資料

1 議案説明事項

- (1) 三重県住宅供給公社の解散について
【議案第21号関係】・・・・・・・・・・ 1

2 所管事項

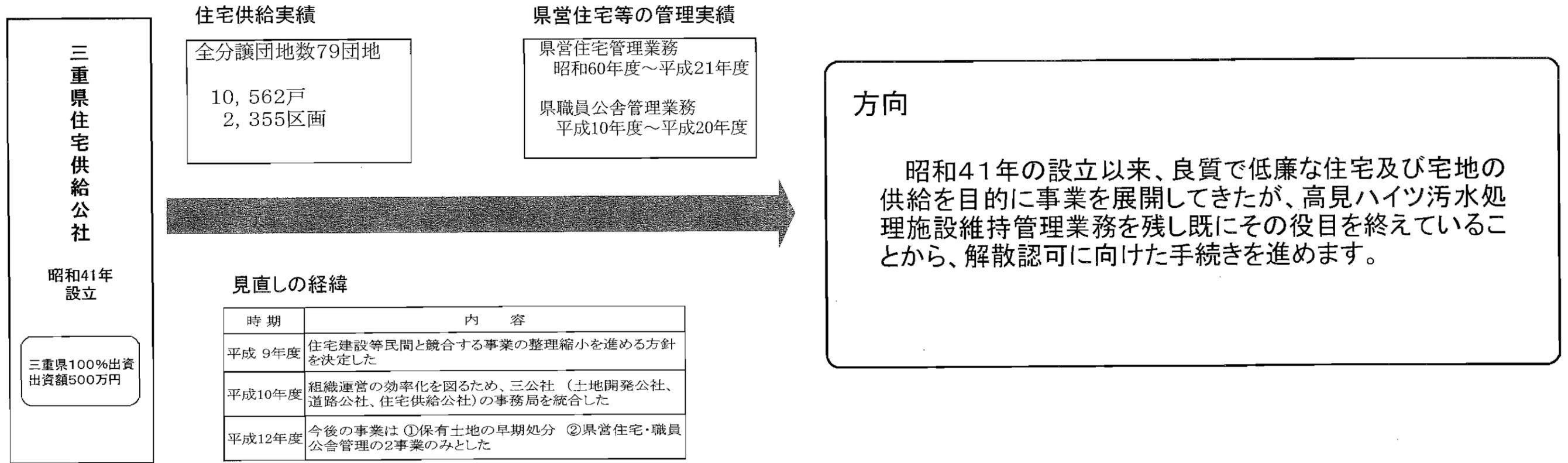
- (1) 「『2011年版県政報告書』に基づく今後の『県政運営』等に
係る意見」への回答について・・・・・・・・・・ 3
- (2) みえ県民カビジョン・行動計画（仮称）中間案について・・・・・・・・ 5
- (3) 三重県版事業仕分け（公開仕分け）の結果報告について・・・・・・・・ 17
- (4) 台風12号による被害への対応状況について・・・・・・・・・・ 43
- (5) 「三重県建設産業活性化プラン」の策定について・・・・・・・・ 49
- (6) 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告について・・・・・・・・ 59
- (7) 審議会等の審議状況・・・・・・・・・・・・・・・・ 109

平成23年10月7日

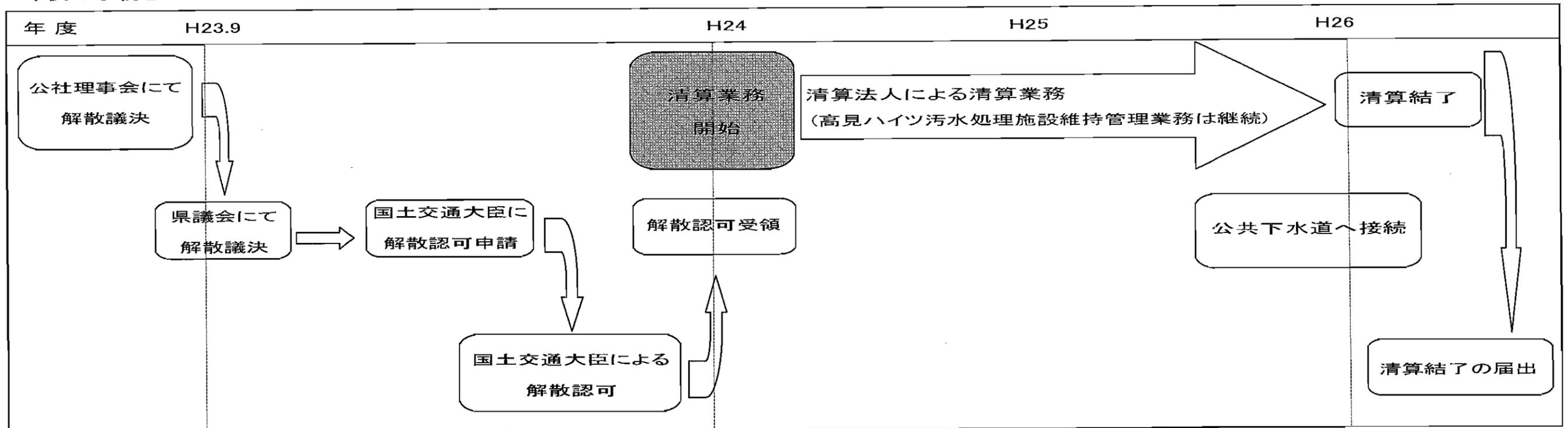
県 土 整 備 部

三重県住宅供給公社の解散について

1 公社の状況と方向



2 今後の手続き



「『2011年版県政報告書』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」への回答

県土整備企業常任委員会

重点的な取組 重点事業 くらし2	主担当部局名 県土整備部	委員会意見	回答
		<p>これまで、ゼロメートル地帯においては、高潮対策がこれらも踏まえながら、東日本大震災による被害状況も踏まえ、今後の整備は、高潮対策に加えて津波対策も考慮して進められたい。</p>	<p>現在の海岸堤防は、昭和34年の伊勢湾台風の潮位や波浪の実績を踏まえ、整備を進めてきました。 伊勢湾内においては、高潮時の潮位が現在の想定津波高より高いため、ゼロメートル地帯においても、堤防が高さ不足となり、東日本大震災を受けて、想定地震の規模やそれに伴う想定津波高、津波対策のあり方について、現在、国の中央防災会議等で議論されており、これらの動向も踏まえて、今後の施策に反映してまいります。</p>

みえ県民カビジョン・行動計画（仮称）

中間案

県土整備部主担当分抜粋

（施策）

1 1 2 治山・治水・海岸保全対策の推進

2 5 4 快適な住まいまちづくり

3 3 1 道路網・港湾の整備

（行政運営の取組）

行政運営 9 公共事業推進の支援

●政策体系一覧

〔政策展開の基本方向(三つの柱)〕	〔政策〕	〔施策〕	
I 「守る」 ～命と暮らしの安全・安心を実感できるために～	1 防災対策 ～災害から命と暮らしを守る社会～	111 防災対策の推進	
		112 治山・治水・海岸保全対策の推進	
	2 生活安全対策 ～誰もが安全で安心して暮せる地域社会～	121 交通安全対策の推進	
		122 犯罪対策の推進	
		123 消費生活の安全の確保	
		124 食品・医薬品等の安全と暮らしの衛生確保	
		125 感染症対策の充実	
	3 保健・医療の充実 ～健康な暮らしと安心できる医療体制～	131 健康対策の推進	
		132 医療体制の整備	
	4 共生の福祉社会の構築 ～地域の中で誰もが共に支え合う福祉社会～	141 社会福祉の充実	
		142 高齢者福祉の充実	
		143 障がい者の自立と共生	
	5 低炭素社会・循環型社会の構築 ～環境への負荷が少ない持続可能な社会～	151 地球温暖化対策の推進	
		152 廃棄物対策の推進	
		153 大気環境の保全	
		154 水環境の保全	
	6 自然環境の保全 ～命を育み暮らしを支える自然との共生～	161 自然環境の保全と活用	
		162 社会全体で支える森林づくり	
	II 「創る」 ～人と地域の夢や希望を実感できるために～	1 人権の尊重と参画・協働 ～一人ひとりが尊重され、参画できる社会～	211 人権尊重社会の実現
			212 男女共同参画社会の実現
213 多文化共生社会と国際貢献・交流の推進			
214 NPOの参画による協働社会づくり			
2 子育て・教育 ～子どもの健やかな成長を支える社会～		221 子育て環境の整備	
		222 子どもの育ちを支える家庭力・地域力の向上	
		223 学校教育の充実	
3 雇用と就労環境づくり ～誰もがいきいきと働ける社会～		231 地域の実情に応じた多様な雇用支援	
		232 職業能力開発への支援	
		233 いきいきと働ける就労環境づくり	
4 文化・スポーツの振興と学びの場づくり ～生きがいを感じ、心の豊かさを育む社会～		241 生涯学習の振興	
		242 文化の振興	
		243 スポーツの振興	
5 地域づくり ～誰もが魅力を感じ、活力のある地域～		251 地域の特性を生かした地域づくり	
		252 農山漁村の振興	
		253 東紀州地域の振興	
		254 快適な住まいまちづくり	
		255 交通網の整備	

〔政策展開の基本方向(三つの柱)〕	〔政策〕	〔施策〕
Ⅲ「拓く」 ～強みを生かした経済の躍動を実感できるために～	1 農林水産業の振興 ～食や暮らしと地域経済を支える農林水産業～	311 農産物の供給
		312 農業生産構造の確立
		313 林業の振興
		314 水産業の振興
		315 農林水産業の新たな価値の創出
	2 産業振興 ～地域に活力と雇用を生み出す強じんて多様な産業～	321 強じんな産業構造基盤づくりの推進
		322 ものづくり三重の推進
		323 地域の活力を生かした産業の推進
		324 科学技術の振興
		325 観光・交流産業の振興
	3 基盤整備 ～県民の生活や経済活動を支える基盤の整備～	331 道路網基盤の整備
		332 水資源の確保
		333 エネルギー対策の推進

●行政運営の取組

行政運営1 「みえ県民カビジョン」の推進

行政運営2 県行政の自立的な運営

行政運営3 県財政の的確な運営

行政運営4 適正な会計事務の確保

行政運営5 土地の計画的な利用の促進

行政運営6 分権型社会の実現

行政運営7 県情報の発信と共有の推進

行政運営8 ITの利活用

行政運営9

公共事業推進の支援

施策 112

治山・治水・海岸保全対策の推進

(主担当部局：県土整備部)

めざす姿

土砂災害、洪水、高潮、津波など自然災害からの被害を軽減させる「減災」の観点から、地域の実情をふまえた施設整備や適切な維持管理、警戒避難に資する施策等を一体的に推進することにより、災害に対して安全・安心な社会づくりが進んでいます。

平成 27 年度末での到達目標

自然災害から県民の生命・財産を守るために、緊急的に必要な施設の整備・改修や維持管理が行われているとともに、市町・住民への的確な水防情報の提供など警戒避難に資するソフト対策が充実しています。

県民指標（施策の数値目標その1）

目標項目	現 状 値	目 標 値
自然災害への対策が講じられている人家数		

〔目標項目の説明〕

・ 治山、砂防、河川、海岸事業により自然災害から守られる人家数（県土整備部河川・砂防室、港湾・海岸室、環境森林部森林保全室調べ）

現状と課題

- ・ 局地的な集中豪雨による土砂災害や山地災害、中小河川での浸水被害の発生や台風の大型化による高潮被害の懸念など、自然災害に対する県民の不安は依然として高い一方、県内の河川や海岸の堤防整備などハード対策の水準は依然として低く、効率的・効果的な整備が求められています。
- ・ 東海・東南海・南海地震が連動する大規模な地震発生が想定されていることから、海拔が低い地域などにおける堤防基礎地盤の液状化対策や河口部の水門の耐震対策などにより、地震や津波に対し、海岸保全施設や河川施設等の機能を確保することが求められています。
- ・ 堤防などのハード対策のみによる防災には限界があることから、人的被害の軽減を図るため、ソフト対策のさらなる充実が求められています。
- ・ これまで整備し老朽化してきている治山・治水・海岸保全施設や土砂堆積により機能が低下している河川について、適正な維持管理が求められています。

取組方向

- ・ 県民の生命、財産を守る河川や海岸の堤防整備などのハード対策については、緊急的に必要となるものに重点化、効率化を図り推進します。
- ・ 大規模な地震・津波による被害を軽減するため、堤防や水門・排水機場等の補強や耐震化、避難に資する防潮扉の動力化等を進めます。

- ・ 自然災害から住民の生命を守ることを最優先とし、的確な避難に資するソフト対策として、水位計、潮位計、ライブカメラ等の設置や浸水想定区域図の作成、土砂災害警戒区域の指定等の取組を進めます。
- ・ これまで整備してきた施設が十分に機能を発揮できるように、老朽化した施設の修繕や河川の堆積土砂の撤去など適切な維持管理を行います。

県の活動指標（施策の数値目標その2）

目標項目	現 状 値	目 標 値
土砂災害保全率		
山地災害保全率		
河川整備率		
海岸整備率		

〔目標項目の説明〕

- ・ 土砂災害危険箇所において、施設整備により土砂災害から守られている人家数の割合（県土整備部河川・砂防室調べ）
- ・ 山地災害危険地区が存在する集落（字単位）周辺の森林において、施設整備等により山地災害から守られている集落数の割合（環境森林部森林保全室調べ）
- ・ 県管理河川の中で河川整備の必要延長に対する整備済延長の割合（県土整備部河川・砂防室調べ）
- ・ 海岸保全施設整備の必要延長に対する整備済延長の割合（県土整備部港湾・海岸室調べ）

主な取組内容

施策展開するために取り組む基本事業	目 標
11201 土砂災害対策の推進 (主担当：県土整備部河川・砂防室)	土石流、がけ崩れ、地すべり等の土砂災害から、県民の生命・財産を守るための取組を進めます。
11202 治山対策の推進 (主担当：環境森林部森林保全室)	山崩れや土石流等の山地災害から、県民の生命・財産を守るための取組を進めます。
11203 洪水防止対策の推進 (主担当：県土整備部河川・砂防室)	洪水、高潮、津波による災害から、県民の生命・財産を守るための取組を進めます。
11204 海岸保全対策の推進 (主担当：県土整備部港湾・海岸室)	高潮、波浪、津波による災害から、県民の生命・財産を守るための取組を進めます。

関連する施策

関連する個別計画

施策 254

快適な住まいまちづくり

(主担当部局：県土整備部)

めざす姿

人口減少・超高齢社会に対応した集約型都市構造^{注1}の構築が進むとともに、都市基盤の整備やゆとりある住まいづくりが行われるなど、地域の個性を生かした魅力あるまちで、全ての県民が自由に活動し、快適に暮らしています。

平成 27 年度末での到達目標

都市計画区域の見直しなど集約型都市構造の形成につながる土地利用促進の取組を進めるとともに、安全・快適な都市環境を形成するための基盤整備、地域の個性を生かした景観形成やユニバーサルデザインに配慮した施設整備、安全安心で豊かな住環境の整備が進むことにより、誰もが魅力を感じ、快適な住まいまちづくりが進んでいます。

県民指標（施策の数値目標その1）

目標項目	現状値	目標値
集約型都市構造の形成に向けた土地利用促進の取組が行われている都市計画区域の数		

〔目標項目の説明〕

・集約型都市構造の形成につながる土地利用促進の取組（区域区分の変更、用途地域の設定等）が行われている都市計画区域の数（県土整備部都市政策室調べ）

現状と課題

- ・人口減少・超高齢社会の中、持続可能性の高い都市構造の実現が求められています。また、安全で快適な都市生活、災害に強い都市構造をめざし、引き続き街路事業等による都市基盤の整備が求められています。
- ・ユニバーサルデザイン（UD）のまちづくりを推進するため、UDに対する事業者・設計者等の理解、協力を得ながら公共的施設を整備することが求められています。
- ・安全安心で豊かな住生活を支える居住環境の構築やそれが享受できる環境の整備、住宅の確保に特に配慮を要する高齢者等への支援が求められています。
- ・建築基準法および都市計画法に基づく許認可および違反对策の徹底により、快適な住環境および安全安心な建築物の確保を図ることが求められています。
- ・地域住民と市町が取り組む景観まちづくりへの支援や参画と協働による社会資本整備の実践、景観に配慮した建築物等への誘導、市町の景観づくりへの積極的な取組、景観づくりの全体的な展開などが求められています。

取組方向

- ・集約型都市構造の形成に向け、市町や関係機関と十分調整を行いながら、都市計画区域の見直し等の取組を行います。また、都市交通の円滑化、都市防災、都市環境の保全等の機能を高めるため、鉄道と道路との立体交差化を行う事業に重点的に取り組むほか、街路の整備や電線類の地中化を進めます。
- ・市町や関係機関等との連携・協力のもと、ユニバーサルデザインに配慮した計画的な取組や施設整備を推進するとともに、安全で自由に移動できる「誰もが暮らしやすいまちづくり」に取り組みます。
- ・高齢者や持続可能性に配慮した良好な住宅・居住環境の構築を推進するとともに、適切な情報提供により住宅市場の環境整備に努めます。また、既存県営住宅の機能改善や長寿命化を図り適切な維持管理を行うとともに、住宅の確保に特に配慮を要する高齢者等への支援として、民間賃貸住宅へ円滑に入居できるよう努めます。
- ・新築建築物等の完了検査の徹底など建築基準法の遵守を促し、適法な建築物の確保に努める

とともに、特殊建築物の定期報告における適正な維持保全への指導・助言を行うことにより、既存建築物の安全性確保に努めます。

- 協働による景観まちづくりに取り組む地域を修景整備等により支援するとともに、県民の創意工夫やニーズを反映した社会資本整備を進めます。また、三重県景観計画に基づく届出を通じ建築物等を景観に配慮したものへ誘導するとともに、景観行政団体に向けた市町への支援、県民への普及啓発、広域的な景観づくりや違反屋外広告物の是正を市町と連携し進めます。

県の活動指標（施策の数値目標その2）

目標項目	現状値	目標値
鉄道と道路との立体交差化を行う事業の進捗率		
商業施設等でバリアフリー化された施設数（累計）		
新築住宅に占める長期優良住宅の割合		
特殊建築物等の維持保全適合率		
市町、県が制定した景観に関する条例等の件数(累計)		

〔目標項目の説明〕

- ・鉄道と道路との立体交差化（高架化、アンダーパス）を行う事業の進捗率（県土整備部都市政策室調べ）
- ・「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づく認定施設数および「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」に基づく適合証交付施設数（健康福祉部健康福祉総務室調べ）
- ・住宅着工統計における新築住宅着工件数に占める「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づく認定件数の割合（県土整備部住宅室調べ）
- ・定期報告が必要な特殊建築物数に対する維持保全が適正に行われている建築物数の割合（県土整備部建築開発室調べ）
- ・景観まちづくりを実践していくための指針となる景観条例や景観計画等の件数（県土整備部景観まちづくり室調べ）

主な取組内容

施策展開するために取り組む基本事業	目 標
25401 快適なまちづくりの推進 (主担当：県土整備部都市政策室)	都市計画道路などの都市基盤が計画的に整備された安全で緑豊かな都市で、円滑に経済活動等を行い、安全・快適に暮らしていることをめざします。
25402 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進 (主担当：健康福祉部健康福祉総務室)	ユニバーサルデザインに配慮された商業施設・公共施設などが安全・快適に利用されていることをめざします。
25403 快適な住まいづくりの推進 (主担当：県土整備部住宅室)	安全で安心して住み続けることができる住環境で、快適さを実感し暮らしていることをめざします。
25404 適法な建築物の確保 (主担当：県土整備部建築開発室)	建築物が、常に適法で安全な状態になっていることをめざします。
25405 参画と協働による景観まちづくりの推進 (主担当：県土整備部景観まちづくり室)	地域の個性を生かし、魅力ある美しい生活空間を備えた景観まちづくりを参画と協働で進めていることをめざします。

関連する施策

関連する個別計画

注) 1 集約型都市構造：さまざまな都市機能（住・食・学・遊等）が比較的小さなエリアに高密度に集中、集積されている都市構造のこと。

施策
331

道路網・港湾の整備

(主担当部局：県土整備部)

めざす姿

中部圏と近畿圏を結ぶ高速道路ネットワークが形成されるなど、県民の生活や地域の経済活動を支える道路網や港湾の整備が進み、県内外、海外との交流・連携を広げています。

平成 27 年度末での到達目標

県内外との交流・連携に資する道路整備、地域の課題や県民のニーズに的確に対応する道路整備を推進するとともに、地域の経済活動や大規模地震発生への備えなど道路・港湾が担うべき機能を強化・充実し、利用者の安全性と利便性が向上しています。

県民指標（施策の数値目標その1）

目標項目	現状値	目標値
県民生活の利便性の向上や地域の経済活動等を支援する道路の新規供用延長		

〔目標項目の説明〕

・ 県内の高規格幹線道路や直轄国道、県管理道路の新規に供用した延長（県土整備部高速道・道路企画室調べ）

現状と課題

- ・ 三重県の道路整備は道半ばにあり、北・中部地域では東名阪自動車道などで交通渋滞が発生し、南部地域では大雨等により交通が遮断するなど、県民生活に大きな支障を来しており、これらを解消するために、県内道路の早期の整備が求められています。
- ・ 大規模地震や集中豪雨等による地域の孤立を防ぐとともに、東日本大震災を受け、ひとたび被害が発生した場合の救助・救援活動や生活の復興支援の基盤となる「命の道」として、緊急輸送道路（道路改築、橋梁耐震化）、耐震強化岸壁の整備等を迅速かつ重点的に進めることが求められています。
- ・ 今後、施設の高齢化や整備に伴い増加する道路・港湾施設にかかる維持管理コストの増大が予想される中、利用者の安全性、利便性を確保するため、老朽化した施設の改良、更新や道路舗装、航路浚渫等の計画的な維持管理、施設の耐震性の向上が求められています。
- ・ 四日市港は、名古屋港と連携しながら背後圏産業を物流面から支え、コンテナのみならず、バルク貨物[※]を含めた総合港湾としての役割を果たしていくことが求められています。

取組方向

- ・ 式年遷宮を契機とした県内外との交流連携を促進するとともに、防災・医療・産業・観光面等の広域的な交流や効率的な物流による県内外との連携を深めるため、新名神高速道路、東海環状自動車道、紀勢自動車道、熊野尾鷲道路等の高規格幹線道路、北勢バイパス、中勢バイパスなどの直轄国道および県管理道路と一体となった道路ネットワークの形成を推進します。
- ・ 県管理道路の整備については、バイパスや二車線整備などの抜本的な改良だけでなく、地域の実情に即し、早期に事業効果の発現できる局部的な改良など、柔軟な対応を織り交ぜながら、効果的・効率的な整備を推進するとともに交通弱者への対応や無電柱化など道路空間の質を高める取組を進めます。
- ・ 大規模地震等において、地域の孤立を防ぎ、円滑な救助・救援および復興活動ができるよう緊急輸送道路ネットワークの形成を推進するとともに、国道1号伊勢大橋等の老朽橋架替や耐震補強対策を進めます。また、港湾の既存施設の耐震強化など防災機能の向上に向けた取

組を推進します。

- ・ 維持管理コストの縮減や平準化を図るため、維持管理計画に基づいた点検・調査により、予防保全的な施設の修繕、更新等、計画的な維持管理を実施するとともに、利用者が安全安心に利用できるよう施設を良好な状態に保ちます。
- ・ 四日市港については、背後圏産業の国際競争力維持・強化を物流面から支えるため、港湾施設や臨港道路霞4号幹線の整備を促進します。

県の活動指標（施策の数値目標その2）

目標項目	現 状 値	目 標 値
県内の幹線道路の新規供用延長		
舗装の維持管理指数		
四日市港における外貿コンテナ貨物の取扱量		
県管理港湾の入港船舶総トン数		

〔目標項目の説明〕

- ・ 県内の高規格幹線道路や直轄国道の新規に供用した延長（県土整備部高速道・道路企画室調べ）
- ・ 県管理道路の舗装面調査により得られた、ひび割れ率、わだち掘れ量、平坦性から算出する管理指標（10点満点で評価され、5.0以上が、安全性・快適性が確保される望ましい値）（県土整備部道路維持管理室調べ）
- ・ 四日市港において1年間（1月から12月）に取り扱った外貿コンテナ貨物の量（20フィートコンテナに換算したコンテナの個数）（四日市港管理組合調べ）
- ・ 県管理港湾に入港する船舶（5t以上）の総トン数（県土整備部港湾・海岸室調べ）

主な取組内容

施策展開するために取り組む基本事業	目 標
33101 道路ネットワークの形成 （主担当：県土整備部高速道・道路企画室）	道路が、県民生活や地域の経済活動等を支え、防災機能を備えた安全な交通を確保するよう整備されていることをめざします。
33102 適切な道路の維持管理 （主担当：県土整備部道路維持管理室）	道路が、快適・安全安心に利用できるよう、適切に維持管理されていることをめざします。
33103 四日市港の機能充実 （主担当：政策部交通政策室）	四日市港において、背後圏産業の国際競争力維持・強化を物流面から支えるための港湾施設や臨港道路の整備および住民の安全・安心に向けた取組を進めます。
33104 県管理港湾の機能充実 （主担当：県土整備部港湾・海岸室）	県管理港湾が、効率的・安全に利用できるよう、施設の改良が進められるとともに、適切に管理されていることをめざします。

関連する施策

関連する個別計画

注) 1 バルク貨物：穀物、鉱石、油類、木材などのように、梱包されていない貨物。撒積（ばらづみ）貨物ともいわれる。

(主担当部局：県土整備部)

めざす姿

公共事業の実施プロセスの公正性・透明性を確保し、事業を適正に実施することにより、県民の公共事業への信頼感が向上していることをめざします。

平成 27 年度末での到達目標

公共事業の再評価、事後評価の適切な実施、事業情報の県民への提供と有効活用等を進めるとともに、地域の建設業者の地域・社会貢献の取組などを総合的に評価し、優良な企業が受注できるような入札制度の運用等に取り組むことにより、公共事業が適正に運営されていることをめざします。

県民指標（数値目標その1）

目標項目	現 状 値	目 標 値
公共事業への信頼度		

〔目標項目の説明〕

・公共事業再評価・事後評価の達成度および受注者の地域・社会貢献度の平均値（県土整備部公共事業運営室、入札管理室調べ）

現状と課題

- ・公共事業評価について、適正に運用を図ることにより、公共事業の実施プロセスの透明性を向上させてきました。今後も、公共事業を取り巻く環境等の変化に対応しながら、評価の内容を見直していくとともに、電子調達システムをはじめとするCALS/EC（公共事業の情報化）をさらに進めることにより、公共事業を適正に実施していくことが求められています。
- ・入札契約制度については、公共工事の品質を確保し、意欲と技術力があり、地域・社会に貢献している優良な企業が受注できるようにするとともに、総合評価の客観性・公平性を確保しながら取り組む必要があります。また、建設投資が減少し地域の建設業の疲弊が進む中、工事の品質低下や災害時の緊急対応が課題となっています。

取組方向

- ・公共事業評価については、費用対効果だけでなく地域の実情を加味した総合的な内容となるよう評価を実施し、適正に事業を実施していきます。CALS/ECについては、蓄積され

た事業情報の県民への提供や有効活用等に取り組むとともに、各種システムによる事業の効率化を進めます。

- 入札契約制度については、公共工事の公正性・透明性・競争性の確保に引き続き取り組むとともに、総合評価の客観性、公平性を確保し、地域・社会に貢献している優良な企業が受注できるように、制度の改善と適切な運用に取り組めます。また、災害時の緊急対応や地域雇用の確保等のため、技術力を持ち地域に貢献できる建設業の育成に取り組めます。

県の活動指標（数値目標その2）

目標項目	現状値	目標値
公共事業再評価・事後評価達成度		
受注者の地域・社会貢献度		

〔目標項目の説明〕

- 公共事業評価制度導入後、再評価および事後評価において、事業の必要性和効果について「三重県公共事業評価審査委員会」で審査を受け妥当とされた割合（県土整備部公共事業運営室調べ）
- 総合評価方式における入札において、受注者に地域貢献等の取組実績がある案件の割合（県土整備部入札管理室調べ）

主な取組内容

施策展開するために取り組む基本事業	目 標
40901 公共事業の適正な執行・管理 （主担当：県土整備部公共事業運営室）	公共事業が、実施プロセスの公正性・透明性を向上させるよう執行されていることをめざします。
40902 公共事業を推進するための体制づくり （主担当：県土整備部入札管理室）	公共工事の品質を確保するとともに、技術力を持ち地域・社会に貢献できる建設業の育成をめざします。

関連する個別計画

三重県版事業仕分け（公開仕分け）の結果報告について

平成23年9月18日、県土整備部所管の4事業を対象として、三重県版事業仕分け（公開仕分け）が実施されました。

この結果について、次のとおり報告します。

1 判定結果

事業名	判定結果
公営住宅建設費	再検討
みえの景観づくり推進事業費	再検討
みえの眺望景観等保全創出事業費	市 町
屋外広告物沿道景観推進事業費	市 町

(添付資料)

- ・ 公開仕分け判定結果一覧
- ・ 事業シート（概要説明書）

2 今後の対応

判定結果につきましては、市町をはじめとする関係者に対して、丁寧な説明と十分な協議・調整を行ったうえで、平成24年度以降の事業に反映してまいります。

公開仕分け判定結果一覧

(単位:千円)

事業番号	担当	事業名	事業概要	課題と考えられるもの	判定結果	仕分け人意見内訳						H23予算額	うち一般財源
						再検討不要	再検討	国・広域	市町	県改善	県現行通り		
2-10	県土整備部 住宅室	公営住宅建設費	既存の県営住宅ストックを有効活用し、居住環境の維持・向上を図るため、県営住宅の高齢者仕様改善、長寿命化型改善等を行う。(国4.5/10)	④県有施設としての必要性について検討を要するもの(必要性) 三重県住生活基本計画では、県営住宅と市町営住宅の管理・運営の一元化を図ることとされているが、進んでいない。住民への総合的かつ効果的な住宅供給を行うためには、市町への一元化を進め、県の関与を縮小すべき。	再検討	4		1				184,837	51,573
3-8	県土整備部 景観まちづくり室	みえの景観づくり推進事業費	景観アドバイザーの派遣、景観セミナーの開催、市町との共催による景観シンポジウムの開催、市町への情報提供や助言を行うことにより、市町が行う景観施策の推進を支援している。	②事業の終期設定について検討を要するもの(妥当性) ⑥事業効果について検証が必要なもの(有効性) 景観行政は市町が景観行政団体となるなど、主体的に行うことが望ましく、県の関与は縮小すべき。 従来のアドバイザーやシンポジウムの開催について、市町の取組が進むよう手法を見直すべき。	再検討	1	3					2,436	2,436
3-9	県土整備部 景観まちづくり室	みえの眺望景観等保全創出事業費	熊野川は世界遺産に登録されていることから、その周辺地域の良好な景観を積極的に保全するため、景観計画を策定する。	③県と市町の役割分担(県の関与の度合い)について検討を要するもの(必要性) 景観行政は市町が中心役割を果たすことが望ましく、当該事業については、地元市町が景観行政団体となり、主体的に連携して計画策定や指定制を行うよう、県関与を縮減していくべき。	市町		2	1				3,668	3,668
3-10	県土整備部 景観まちづくり室	屋外広告物沿道景観推進事業費	伊勢志摩地域の幹線道路を屋外広告物沿道景観地区に指定するたため、調査、検討会を開催し、基準案を作成する。(国5.5/10)	③県と市町の役割分担(県の関与の度合い)について検討を要するもの(必要性) 景観行政は市町が中心役割を果たすことが望ましく、当該事業について、市町が屋外広告物の規制等に必要は権限移譲をうけて取り組むよう、県の関与を縮減していくべき。	市町			2+1	2			4,621	2,651

注:事業番号3-8から3-10については仕分け人が4人体制であり、3-10については仕分け人の意見が2票ずつに分かれたため、コーディネートによる採決が行われました(「+1表示がコーディネーター意見」)。

事業シート (概要説明書)

予算事業名	公営住宅建設費	事業開始年度	昭和26年度						
上位施策事業名	公的な住まいづくり	担当部局	県土整備部						
根拠法令	住生活基本法 公営住宅法	担当室	住宅室						
事務区分	<input checked="" type="checkbox"/> 自治事務 <input type="checkbox"/> 法定受託事務	グループ名	住宅整備G						
事業概要	事業の必要性・実施の背景	<p>(公営住宅の設置義務)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公営住宅は、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的として、国及び地方公共団体が協力して整備し、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸又は転賃するものである。(公営住宅法第1条関係) ・地方公共団体は、常にその区域内の住宅事情に留意し、低額所得者の住宅不足を緩和するため必要があると認めるときは、公営住宅の供給を行わなければならない。(公営住宅法第3条) <p>(都道府県計画の策定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公営住宅の整備は、都道府県計画に基づいて行わなければならない。(公営住宅法第6条関係、住生活基本法第17条関係) ・本県が平成19年3月に策定した三重県住生活基本計画の中で、『公営住宅供給の方向』として「効果的な住宅セーフティネットの構築」、「地域財産としての整備」、「ストック活用と住環境の向上」、「供給主体の一元化」を定めている。 <p>(事業の必要性・実施の背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この事業は、既存の県営住宅の高齢者仕様改善、長寿命化型改善等を行うものであり、県営住宅ストックの有効活用及び居住環境の維持・向上を図るために必要である。 							
	目的 (何をどうするために)	<p>県営住宅ストックを有効に活用するため、耐震性の確保はもとより、バリアフリー対応、耐久性等の確保に努めるなど適切な改善を行うことにより、建物の長寿命化を図り、良好なストックを長期にわたり確保することを目的としている。</p>							
	目標 (何がどうなれば達成か)	<p>長寿命化計画期間内(平成23年度から平成32年度)の改善目標は次のとおり。</p> <table border="0"> <tr> <td>【福祉対応型】高齢者仕様改善</td> <td>31団地</td> <td>536戸</td> </tr> <tr> <td>【長寿命化型】長寿命化型改善</td> <td>9団地</td> <td>53棟</td> </tr> </table>		【福祉対応型】高齢者仕様改善	31団地	536戸	【長寿命化型】長寿命化型改善	9団地	53棟
	【福祉対応型】高齢者仕様改善	31団地	536戸						
	【長寿命化型】長寿命化型改善	9団地	53棟						
対象 (誰・何を対象に)	<p>供給する県営住宅</p>								
実施方法	<p><input checked="" type="checkbox"/>直接実施</p> <p><input type="checkbox"/>業務委託 又は <input type="checkbox"/>指定管理 (委託先又は指定管理者:)</p> <p><input type="checkbox"/>補助金〔直接・間接〕 (補助先: 実施主体:)</p> <p><input type="checkbox"/>貸付 (貸付先:) <input type="checkbox"/>その他 ()</p>								
事業内容 (手段、手法など)	<p>◇高齢者仕様改善 98,425千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住戸内床段差の解消、手摺の設置、非常ブザーの設置、照明用のスイッチの大型化、水栓のハンドル化、出入り建具の引き手のレバー化などを行う。 ・対象: 桜島団地・和屋団地 <p>◇長寿命化型改善 73,675千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・躯体(コンクリート)の耐久性維持及び安全性確保(剥離・落下物の防止等)に向けた外壁の更新、スチール製手摺のアルミ化など維持管理コスト縮減に向けた改善を行う。 ・対象: 和屋団地・笹川団地 <p>◇解体事業等 9,900千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老朽化し供給に適さなくなった住棟の用途廃止・解体撤去等を行う。 								
関連事業 (同一目的事業等)	<p>公営住宅管理費 612,340千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県営住宅の維持管理(修繕等)及び入退去事務、その他関係事務を行う。 								

事業シート (概要説明書)

予算事業名		公営住宅建設費				事業開始年度		昭和26年度	
		23年度 (予算)		22年度 (決算)		21年度 (決算)		20年度 (決算)	
事業費 コスト	報酬	0 千円		0 千円		0 千円		0 千円	
	委託料	12,100 千円		24,945 千円		1,579 千円		15,717 千円	
	需用費	258 千円		164 千円		271 千円		29 千円	
	工事請負費	166,324 千円		186,042 千円		55,620 千円		161,423 千円	
	その他	3,318 千円		4,632 千円		1,085 千円		5,468 千円	
	事業費合計	182,000 千円		215,783 千円		58,555 千円		182,637 千円	
人件費	担当正職員	2.0 人	18,016 千円	2.0 人	19,032 千円	2.0 人	18,940 千円	2.0 人	18,686 千円
	臨時職員等	0.1 人	212 千円	0.1 人	210 千円	0.1 人	209 千円	0.1 人	207 千円
	人件費合計	2.1 人	18,228 千円	2.1 人	19,242 千円	2.1 人	19,149 千円	2.1 人	18,893 千円
総事業費		200,228 千円		235,025 千円		77,704 千円		201,530 千円	
財源 内訳	国庫支出金	52,452 千円		19,075 千円		32,808 千円		102,112 千円	
	地方債	78,700 千円		105,518 千円		10,370 千円		13,789 千円	
	その他特財	千円		千円		千円		千円	
	一般財源	50,778 千円		91,190 千円		15,377 千円		66,736 千円	
	財源合計	182,000 千円		215,783 千円		58,555 千円		182,637 千円	
事業実績	【活動指標名】		単位	H22年度	H21年度	H20年度			
	耐震対策実施棟数		棟	4	2	1			
	高齢者仕様改善実施住戸数		戸	41	10	87			
	住環境向上型改善実施棟数 (平成23年度以降は長寿命化型改善)		棟	5	0	7			
効率指標 (事業費/活動指標)		総事業費 /							
事業成果	【成果指標名】		単位	H22年度	H21年度	H20年度			
	耐震対策実施棟数累計 /耐震対策必要棟数 (27棟)		%	100	85.2	77.8			
	高齢者仕様改善実施住戸数累計 /高齢者仕様改善整備対象住戸数 (1,334戸)		%	59.8	56.7	56.0			
	住環境向上型改善実施棟数累計 /住環境向上型改善対象棟数 (49棟) ※		%	100	89.8	89.8			
※この成果指標は、ストック総合活用計画に基づき平成13年度から平成22年度までに実施した成果であり、平成23年度から平成32年度は長寿命化計画に基づく長寿命化型改善によることとなる。									
事業の自己評価 (今後の事業の方向性、課題等)		(公営住宅供給の方向) ・公営住宅の総合的かつ効果的な供給を行うためには、県営住宅と市町営住宅の管理・運営を一元化する必要がある。 ・そのため、県と市町において協議し、個々の団地においてあるべき姿を探り、段階的に一元化を図ることとしている。							
比較参考値 (他自治体での類似事業の例など)		全国各都道府県及び県内24市町で公営住宅ストック総合改善事業を実施している。							
特記事項 (事業の沿革等)		平成16年度以降は新規供給(新築・建替)は行っておらず、ピーク時に67団地4,309戸供給していたが、現在は62団地4,125戸に減じている。							

関係法令・条文の抜粋一覧

【公営住宅法抜粋】

(この法律の目的)

第一条 この法律は、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(公営住宅の供給)

第三条 地方公共団体は、常にその区域内の住宅事情に留意し、低額所得者の住宅不足を緩和するため必要があると認めるときは、公営住宅の供給を行わなければならない。

(公営住宅の計画的な整備)

第六条 公営住宅の整備は、住生活基本法（平成十八年法律第六十一号）第十七条第一項に規定する都道府県計画（以下単に「都道府県計画」という。）に基づいて行わなければならない。

【住生活基本法抜粋】

(都道府県計画)

第十七条 都道府県は、全国計画に即して、当該都道府県の区域内における住民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な計画（以下「都道府県計画」という。）を定めるものとする。

2 都道府県計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 当該都道府県の区域内における住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策についての基本的な方針
- 三 当該都道府県の区域内における住民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する目標
- 四 前号の目標を達成するために必要と認められる当該都道府県の区域内における住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策に関する事項
- 五 計画期間における当該都道府県の区域内の公営住宅の供給の目標量
- 六 第十五条第二項第五号の政令で定める都道府県にあっては、計画期間内において住宅の供給等及び住宅地の供給を重点的に図るべき地域に関する事項
- 七 前各号に掲げるもののほか、当該都道府県の区域内における住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

～第3項以下は、計画策定時の手続きに関する規定のため省略～

【三重県住生活基本計画抜粋】

mie

1-3 計画の推進

(1) 施策の役割分担

この計画では、本県の住生活の将来像の実現のために、施策の基本方針を示し、その実現の方向について各主体が取り組む指針となるよう記載するとともに、基本的施策について県の役割及び市町、県民、住宅関連事業者に期待する役割を明らかにします。

なお、基本的施策に関する県の役割及び市町、県民、住宅関連事業者に期待する役割における基本的な視点は以下のとおりです。

■ 県の役割

- ・ 市町の住生活に関する施策や民間住宅市場を補完し、全県的・広域的な施策の展開を図ること。
- ・ 庁内や市町間の住生活に関する施策間の調整を行い、総合的な施策の展開を図ること。
- ・ 安心して住宅及び住宅地が取得できるよう、住宅に関する適正な取引の確保や情報提供等、住宅市場のルールづくりや仕組みづくりを行うこと。
- ・ 地域の課題を解決し、豊かな住生活を実現するための県、市町、住宅関連事業者、県民の連携のための仕組みづくりや人づくりを行うこと。
- ・ 本県の住生活に関する実情や特性を把握するとともに、国の制度的枠組みの動向や専門的見地を勘案し、住生活に関する政策の中長期的なビジョン・戦略を提示すること。

■ 市町に期待する役割

- ・ 地域の住生活に関する実態や地域住民のニーズを的確に把握するとともに、地域の特性に応じた総合的かつ効果的な住宅施策を展開すること。
- ・ 地域の都市計画やまちづくり、福祉の推進主体として、創意工夫を行い、計画的で総合的な地域に根ざした住宅施策を展開していくこと。
- ・ 地域住民や住宅関連事業者、県と連携し、地域の住生活の安定の確保と向上を促進すること。
- ・ 市町住生活基本計画を策定し活用するなど、計画的かつ持続的に施策を展開すること。

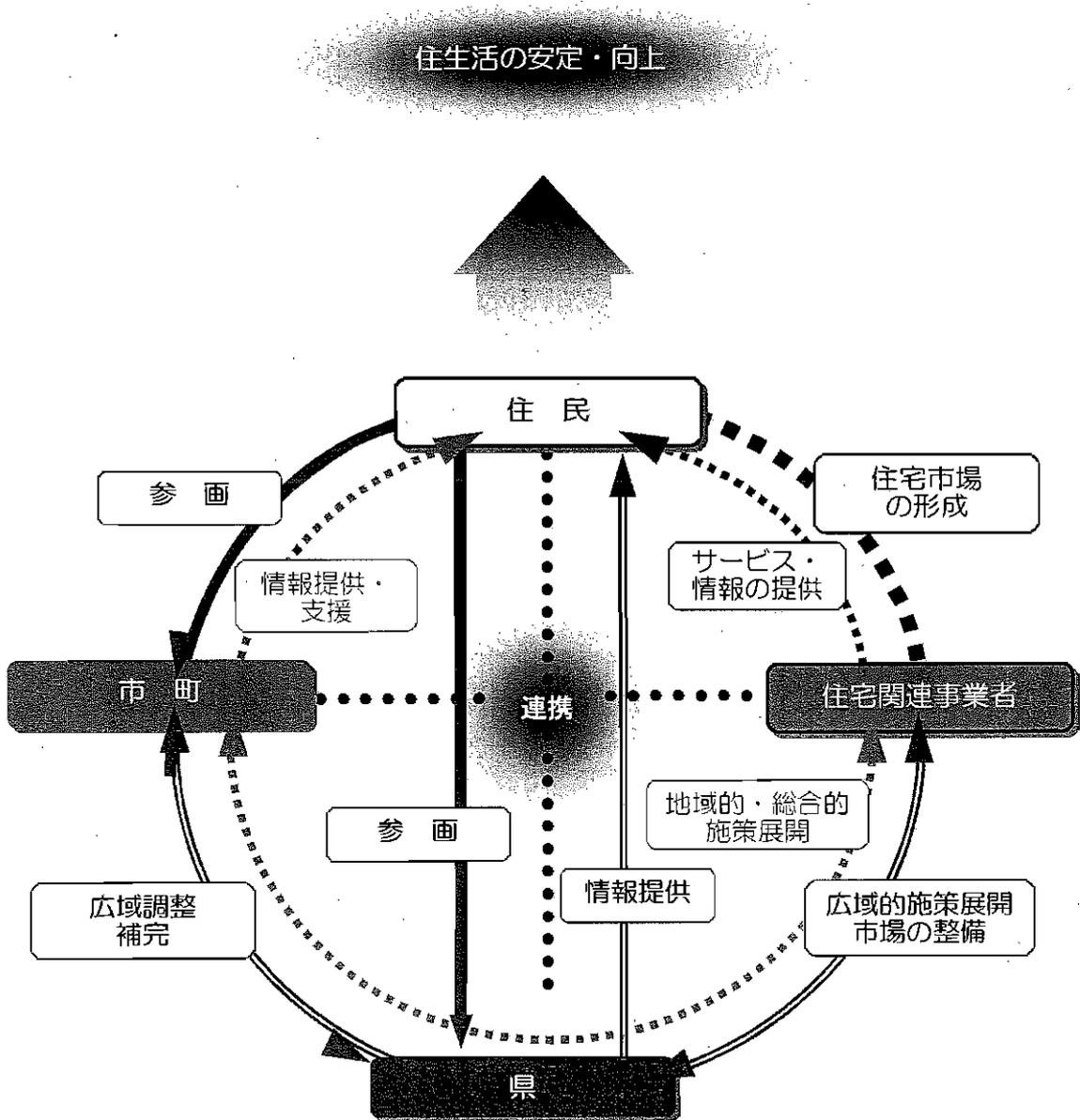
■ 住宅関連事業者に期待する役割

- ・ 市場を通じて県民の住生活と大きな関わりを持ち、住宅の安全性その他の品質等の確保について最も重要な責任を有していることを自覚し、必要に応じ各主体と連携、協働しながら、適切な事業展開を行うこと。
- ・ 住生活に関する多様な事業活動において、県民の安全と安心が確保されるよう必要な措置を適切に講じるとともに、正確で適切な情報提供に努めること。

■県民に期待する役割

- ・ 多様化・複雑化する住生活に関する地域のニーズに対応するため、各主体と連携しつつ、NPO*や市民団体等の主体的な活動に取り組むこと。
- ・ 自助努力により個々人の生活に適した住宅の質や性能等の確保を行うとともに、地域社会に貢献し、住生活の安定と向上を目指すこと。
- ・ 地域の主体的な担い手として、住まいづくりやまちづくりに積極的に参画し、各主体と相互に連携し協力すること。

図 計画に係わる主体の位置づけ



(3) 公営住宅供給の方向

公営住宅を供給するにあたり、以下の4つの方向を基本とします。

なお、公営住宅の「供給」とは、新規整備や建て替えのみでなく、既存公営住宅の空家募集を含めます。

① 効果的な住宅セーフティネットの構築

公営住宅は、今後特に福祉的な役割とともに地域づくりの拠点的な役割を担うことから、市町が主体となって市町による総合的な行政の中で位置づけ、地域の多様な住宅困窮者の居住の状況、民間賃貸住宅の需給、家賃等の市場の状況等の住宅事情を分析し、これらを踏まえて適切な供給量を判断し、一体的に整備・運営することを目指します。

その一方で県は、県営住宅ストックの市町における役割を勘案するとともに、市町営住宅の整備に対し協力するほか、一時的かつ緊急的な住まいのセーフティネット（災害被害者、犯罪被害者等）の確保を行います。

また、住宅困窮世帯に対し、持続的かつ安定的に住宅が供給されるために、民間連携により入居世帯を適正に管理する等、厳正な運営管理を行います。

② 地域財産としての整備

公営住宅は、まとまった居住環境とある程度の規模の居住人口を保有することから、あらゆる面で周辺地域に対する影響を及ぼす公共施設です。

このことから、住宅困窮者のための住まいという視点に加えて、地域に調和するとともに豊かな居住環境を提供する地域の財産という視点に立って、地域コミュニティと文化を育み、自立・共生する団地作りを行います。

③ ストック活用と住環境の向上

本県の賃貸住宅市場では、低廉な賃貸住宅の空家が見受けられるなど、公的賃貸住宅の供給等に対する余力が見受けられ、今後の公営住宅の新規整備に対しては、地域における住宅需要を見通し、既存ストックの状況・活用可能性を十分に踏まえることが必要です。

そのため、公営住宅の新規整備は、既存の公営住宅ストックの活用や民間住宅市場にある住宅ストックの活用のみでは住宅需要に十分に対応することが困難で、地域が必要とするストック形成を図るうえで公営住宅の新規整備が不可欠である場合などに限定することが必要です。

このことから県は、原則的に新規建設を行わず、既存の県営住宅ストックを有効に活

用することとし、耐震性の確保はもとより、省エネルギー、バリアフリー対応、耐久性等の確保に努めるなど適切な修繕や改良を行うとともに、世帯人数や身体状況等にに応じた規模及び設備を備えるほか、地域に調和する住環境を整備するなどにより、居住環境の維持、向上を図ります。

特に大規模団地については、市町と協力し、地域にふさわしい居住環境ビジョンを掲げるなど、モデル的な運営を目指します。

④ 供給主体の一元化

今後、公営住宅の総合的かつ効果的な供給を行うためには、県営住宅と市町営住宅の管理・運営を一元化する必要があります。そのため、公営住宅の供給主体については、今後県と市町において総合的な行政運営の中で慎重に協議し、個々の団地においてあるべき姿を探り、長期的な視野において段階的に一元化を図ります。

事業シート (概要説明書)

予算事業名	みえの景観づくり推進事業費	事業開始年度	平成17年度
上位施策事業名	美しい景観づくり	担当部局	県土整備部
根拠法令	景観法、三重県景観づくり条例	担当室	景観まちづくり室
事務区分	<input checked="" type="checkbox"/> 自治事務 <input type="checkbox"/> 法定受託事務	グループ名	景観G
事業概要	事業の必要性・実施の背景	<p>(景観法)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・景観法が平成16年6月に公布され、良好な景観の形成の必要性が明文化された。(第2条) ・景観法の目的として、良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定など施策を総合的に講じ、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力のある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与することとされている。(第1条) ・景観法では、地方公共団体の責務として、良好な景観の形成の促進に関し、国との役割分担を踏まえ、施策を策定し実施するとされている。(第4条) <p>(景観法運用指針)</p> <p>良好な景観の形成は、居住環境の向上等住民の生活に密接に関係する課題であること、地域の特色に応じたきめ細かな規制誘導方策が有効であることから、市町が中心に取り組むことが望ましいが、市町の組織・体制等から直ちにすべての市町が景観行政団体になることは難しいことから、都道府県も担い得るとされている。(指針IV1)</p> <p>(三重県景観づくり条例)</p> <p>県は、市町と連携し、広域的な見地から景観づくりに関する施策を実施するものとする。県は、景観行政の中心的な役割を担う市町が、景観行政団体として景観づくりに関する施策を実施できるよう情報の提供、技術的な助言その他必要な支援を行うこととしている。(第3条)</p> <p>(事業の必要性)</p> <p>良好な景観づくりは、地域への愛着を生み、地域の活性化につながるものであり、観光振興などにおける重要な要素であるため、地方公共団体は良好な景観の形成に取り組む必要がある。</p> <p>景観行政は市町が中心に取り組むことが望ましいが、現在、県内の景観行政団体は7市(伊賀市、四日市市、松阪市、伊勢市、鈴鹿市、桑名市、亀山市)であり、市町の組織・体制等から直ちにすべての市町が景観行政団体になることは難しい現状でもあるため、三重県景観づくり条例第3条に則り、県は市町が景観行政団体になるよう支援をする必要がある。</p>	
	目的 (何をどうするために)	市町が景観行政団体として景観行政に積極的に取り組むとともに、県民自らも良好な景観づくりに取り組み、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力のある地域社会の実現を目的としている。	
	目標 (何がどうなれば達成か)	県内の全ての市町が景観行政団体になることを目標としている。	
	対象 (誰・何を対象に)	市町、県民	
	実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託 又は <input type="checkbox"/> 指定管理 (委託先又は指定管理者:) <input type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕 (補助先: 実施主体:) <input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先:) <input type="checkbox"/> その他 ()	
事業内容 (手段、手法など)	<p>1 市町支援 397千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・景観セミナー(年1回、H17年度～) 目的: 県や市町の行政職員の景観に関する知識の習得や能力の向上を目的に、良好な景観づくりの意義や具体的な景観形成手法などをテーマに開催 ・景観アドバイザーの派遣(年2～5回派遣、H17年度～) 目的: 市町が行う景観づくりに関する技術的支援として、普及啓発、建築規制、デザインの誘導などについての助言や、市町での研修会などで講演できる専門家を景観アドバイザーとして登録し、市町に派遣 ・景観形成市町連絡会議(H20年度～): 県内29市町を対象に情報提供等を目的に開催 ・景観行政団体等連携担当者会議(H20年度～): 景観行政団体及び希望市町を対象に、具体的な取組内容や課題等について、情報共有や検討することを目的に開催 <p>※当該事業以下に細事業がある場合は、事業費とともに記載</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町景観委員会等での助言(H19年度～) ・市町訪問での意見交換(H20年度～) <p>2 県民への普及啓発 592千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・景観シンポジウムの開催(年1回、市町と共催、H18年度～) 目的: 県民の景観づくりへの意識の高揚と普及啓発 ・ホームページの充実 <p>3 その他 590千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三重県景観審議会の開催など 		
関連事業 (同一目的事業等)	なし		

事業シート (概要説明書)

予算事業名		みえの景観づくり推進事業費				事業開始年度	平成17年度		
		23年度(予算)		22年度(決算)		21年度(決算)		20年度(決算)	
事業費	報酬	268千円		89千円		145千円		89千円	
	報償費	496千円		225千円		293千円		435千円	
	旅費	463千円		492千円		981千円		1,108千円	
	需用費	194千円		118千円		104千円		105千円	
	その他	158千円		344千円		151千円		140千円	
	事業費合計	1,579千円		1,268千円		1,674千円		1,877千円	
人件費	担当正職員	0.6人	5,405千円	0.6人	5,710千円	0.6人	5,682千円	0.6人	5,606千円
	臨時職員等	0.4人	857千円	0.4人	838千円	0.4人	836千円	0.4人	827千円
	人件費合計	1.0人	6,262千円	1.0人	6,548千円	1.0人	6,518千円	1.0人	6,433千円
総事業費		7,841千円		7,816千円		8,192千円		8,310千円	
財源 内訳	国庫支出金	千円		千円		千円		千円	
	地方債	千円		千円		千円		千円	
	その他特財	千円		千円		千円		千円	
	一般財源	1,579千円		1,268千円		1,674千円		1,877千円	
	財源合計	1,579千円		1,268千円		1,674千円		1,877千円	
事業実績	【活動指標名】					単位	H22年度	H21年度	H20年度
	活動実績		景観シンポジウム参加者数			人	208	158	196
			景観セミナー参加者数			人	89	97	101
			景観アドバイザー派遣回数			回	2	2	5
			県、市町等景観連携会議等の開催、出席			回	11	12	17
	効率指標 (事業費/活動指標)		総事業費			/			
事業成果	【成果指標名】					単位	H22年度	H21年度	H20年度
	成果実績 (事業目標達成状況)		県内の景観行政団体数(市町)(累計)			団体	7	5	5
事業の自己評価 (今後の事業の方向性、課題等)		シンポジウムやセミナーなどの参加者へのアンケート結果は高評価を得ており、県民への普及啓発や市町が行う景観施策の支援に効果があったと認められる。 引き続き、市町への情報提供や職員派遣による技術的支援など市町の景観行政団体に向けた取組の支援や県民への普及啓発を行っていく必要がある。							
比較参考値 (他自治体での類似事業の例など)		全国:景観行政団体数 405/1723 (23.5%) 意向あり含む 632/1723 (36.7%) 三重県:景観行政団体数 7/29 (24.1%) 意向あり含む 11/29 (37.9%) ※ただし、政令市、中核市を除く市町村数(平成23年6月1日現在) シンポジウム:19府県で開催 セミナー:8県で実施 アドバイザー:27府県で派遣							
特記事項 (事業の沿革等)		景観法:平成16年6月18日公布 三重県景観づくり条例:平成19年10月20日公布 三重県景観計画:平成20年12月4日告示 県内の景観行政団体:伊賀市(平成18年12月1日)、四日市市(平成19年10月10日)、 松阪市(平成19年12月1日)、伊勢市(平成20年3月1日)、鈴鹿市(平成21年1月1日)、 桑名市(平成22年7月1日)、亀山市(平成22年10月25日)							

事業シート (概要説明書)

予算事業名	みえの眺望景観等保全創出事業費	事業開始年度	平成23年度
上位施策事業名	美しい景観づくり	担当部局	県土整備部
根拠法令	景観法 三重県景観づくり条例	担当室	景観まちづくり室
事務区分	<input checked="" type="checkbox"/> 自治事務 <input type="checkbox"/> 法定受託事務	グループ名	景観G
事業概要	事業の必要性・実施の背景	<p>(景観法) ・景観法が平成16年6月に公布され、良好な景観の形成の必要性が明文化された。(第2条) ・景観法の目的として、良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定など施策を総合的に講じ、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び个性的で活力のある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与することとされている。(第1条) ・景観法では、地方公共団体の責務として、良好な景観の形成の促進に関し、国との役割分担を踏まえ、施策を策定し実施するとされている。(第4条)</p> <p>(景観法運用指針) 良好な景観の形成は、居住環境の向上等住民の生活に密接に関係する課題であること、地域の特色に応じたきめ細かな規制誘導方策が有効であることから、市町が中心に取り組むことが望ましいが、市町の組織・体制等から直ちにすべての市町が景観行政団体になることは難しいことから、都道府県も担い得るとされている。(指針IV1)</p> <p>(三重県景観づくり条例) 県は、市町と連携し、広域的な見地から景観づくりに関する施策を実施するものとする。県は、景観行政の中心的な役割を担う市町が、景観行政団体として景観づくりに関する施策を実施できるよう情報の提供、技術的な助言その他必要な支援を行うこととしている。(第3条)</p> <p>(現状) 景観行政は市町が中心に取り組むことが望ましいが、現在、県内の景観行政団体は7市(伊賀市、四日市市、松阪市、伊勢市、鈴鹿市、桑名市、亀山市)であり、市町の組織・体制等から直ちにすべての市町が景観行政団体になることは難しい現状でもあるため、三重県景観づくり条例第3条に則り、県は市町が景観行政団体になるよう支援をする必要がある。</p> <p>(事業の必要性) 熊野古道の世界遺産登録を維持するためには、登録後の景観の保全が非常に重要であるが、東紀州地域の市町は、組織・体制等の課題もあり景観行政団体になっていないため、県と市町が連携して取り組む必要がある。また、和歌山県は、和歌山県景観計画の重点地区としての指定に向けて、今年度、熊野川右岸流域を対象に取り組んでおり、熊野川を県境として対岸にある本県においても、この取組と連携して、平成23~24年度は熊野川左岸流域の景観計画の策定に取り組む必要がある。</p>	
	目的 (何をどうするために)	景観計画の運用により、一定の規模を超える建築等を行う場合に届出を義務付け、地域の景観に調和したものとなるよう誘導することにより、世界遺産にふさわしい景観となるよう取り組むことを目的としている。	
	目標 (何がどうなれば達成か)	熊野川流域を三重県景観計画の重点地区に指定し、熊野川流域に係る景観形成方針、行為の規制などを定めることを目標としている。	
	対象 (誰・何を対象に)	熊野川流域	
	実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施	
		<input checked="" type="checkbox"/> 業務委託 又は <input type="checkbox"/> 指定管理 (委託先又は指定管理者: 株式会社都市環境研究所三重事務所)	
		<input type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕(補助先: _____ 実施主体: _____)	
<input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: _____) <input type="checkbox"/> その他(_____)			
事業内容 (手段、手法など)	<p>熊野川流域を対象に景観法に基づく景観計画を策定する。</p> <p>〔景観計画の策定に向けた取組〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地域の景観の現況調査を行い、地域の景観特性や課題を把握する。 2 市町、地域住民と協働し、景観計画の内容を検討する。 3 検討結果に基づき、必要な規制誘導方策及び地域の振興方策などを定めた景観計画案を作成する。 4 その後、三重県景観審議会の意見聴取、パブリックコメント等を実施し、必要な意見を反映していく。 <p>※当該事業以下に細事業がある場合は、事業費とともに記載</p> <p>景観計画を策定するため、次の業務を委託する。 ・熊野川流域の景観特性と景観形成上の課題等の整理、検討会議の運営支援等</p> <p>委託先の選定方法、委託金額 ・選定方法 指名競争入札 ・委託金額 2,210,250円</p>		
関連事業 (同一目的事業等)	なし		

事業シート (概要説明書)

予算事業名		みえの眺望景観等保全創出事業費				事業開始年度	平成23年度		
		23年度 (予算)		22年度 (決算)		21年度 (決算)		20年度 (決算)	
事業費 コスト	報酬	0千円		0千円		0千円		0千円	
	委託料	2,678千円		0千円		0千円		0千円	
	需用費	68千円		0千円		0千円		0千円	
	役務費	0千円		0千円		0千円		0千円	
	その他	922千円		0千円		0千円		0千円	
	事業費合計	3,668千円		0千円		0千円		0千円	
人件費	担当正職員	0.8人	7,206千円	人	千円	人	千円	人	千円
	臨時職員等	人	千円	人	千円	人	千円	人	千円
	人件費合計	0.8人	7,206千円	人	千円	人	千円	人	千円
総事業費		10,874千円		千円		千円		千円	
財源 内訳	国庫支出金	千円		千円		千円		千円	
	地方債	千円		千円		千円		千円	
	その他特財	千円		千円		千円		千円	
	一般財源	3,668千円		千円		千円		千円	
	財源合計	3,668千円		千円		千円		千円	
事業実績	【活動指標名】					単位	H22年度	H21年度	H20年度
	活動実績					回	-	-	-
	効率指標 (事業費/活動指標)					総事業費	/		
事業成果	【成果指標名】					単位	H22年度	H21年度	H20年度
	成果実績 (事業目標達成状況)					件	-	-	-
事業の自己評価 (今後の事業の方向性、課題等)	熊野古道は世界遺産に登録されるなど、東紀州地域の核となる財産であり、熊野古道及び周辺の良い景観を次の世代に引き継いでいく必要がある。								
比較参考値 (他自治体での類似事業の例など)	景観計画を策定している20都道府県のうち、18都道府県で重点地区を設定している。 和歌山県では、熊野古道世界遺産登録地域周辺を重点地区に指定：中辺路(H21年度)、高野山(H22年度)、熊野川右岸流域(H23年度予定)、大辺路(H24年度予定)								
特記事項 (事業の沿革等)	熊野古道及びその周辺の良い景観の形成を目的とした関連法 自然公園区域：自然公園法 河川区域：河川法 世界遺産指定区域：文化財保護法 緩衝地帯：熊野参詣道伊勢路景観保護条例(各市町)								

○景観法

平成十六年六月十八日号外法律第一百十号〔農林水産・国土交通・環境大臣署名〕

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、我が国の都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 良好な景観は、美しく風格のある国土の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造に不可欠なものであることにかんがみ、国民共通の資産として、現在及び将来の国民がその恵沢を享受できるよう、その整備及び保全が図られなければならない。

2 良好な景観は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるものであることにかんがみ、適正な制限の下にこれらが調和した土地利用がなされること等を通じて、その整備及び保全が図られなければならない。

3 良好な景観は、地域の固有の特性と密接に関連するものであることにかんがみ、地域住民の意向を踏まえ、それぞれの地域の個性及び特色の伸長に資するよう、その多様な形成が図られなければならない。

4 良好な景観は、観光その他の地域間の交流の促進に大きな役割を担うものであることにかんがみ、地域の活性化に資するよう、地方公共団体、事業者及び住民により、その形成に向けて一体的な取組がなされなければならない。

5 良好な景観の形成は、現にある良好な景観を保全することのみならず、新たに良好な景観を創出することを含むものであることを旨として、行われなければならない。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、良好な景観の形成の促進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その区域の自然的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

○景観法運用指針

Ⅳ 景観法の運用に当たっての基本的考え方

1 景観行政団体

(1) 基本的考え方

法においては、地域における景観行政を担う主体として、「景観行政団体」という概念を設けている。良好な景観の形成は、居住環境の向上等住民の生活に密接に関係する課題であること、地域の特色に応じたきめ細かな規制誘導方策が有効であることから、基礎的自治体である市町村が中心的な役割を担うことが望ましい。

しかしながら、これまでの景観行政が、都道府県、市町村それぞれの自主的な条例に基づいて行われてきたという実態、市町村の中にはその組織、体制等から景観行政を担うことが難しいものもあるという実態を踏まえ、都道府県、市町村ともに景観行政を担い得るとした上で、同一の行政区域について、都道府県及び市町村が重複して二重に行政を行う事態を避けるために、そのいずれかが景観行政団体として、景観行政を一元的に担うこととしたものである。

○三重県景観づくり条例

平成十九年十月二十日 三重県条例第六十六号

(責務)

第三条 県は、市町と連携し、広域的な見地から景観づくりに関する施策を実施するものとする。

2 県は、景観行政の中心的な役割を担う市町が、景観行政団体として景観づくりに関する施策を実施できるよう情報の提供、技術的な助言その他の支援を行うものとする。

3 県民等は、景観づくりに関する理解を深め、自ら景観づくりを実践するとともに、県又は市町が実施する景観づくりに関する施策に協力するものとする。

景観法の必要性

地方公共団体の取組

- 500弱（平成15年当時）の地方公共団体が自主条例として景観条例を制定するなど、地方公共団体において積極的に景観の整備・保全の取組みを行っている。

取組の限界

- 景観を整備・保全するための国民共通の基本理念が未確立
- 自主条例に基づく行為の届出勧告等のソフトな手法の限界
⇒ 景観をめぐる訴訟の提起
- 地方公共団体による自主的取組みに対する、国としての税・財政上の支援が不十分

「美しい国づくり政策大綱」
（平成15年7月国土交通省）

「観光立国行動計画」
（平成15年7月観光立国関係閣僚会議）

全国景観会議や景観形成推進協議会等による要望

「『都市景観の日』中央行事2003年宣言」

必要性

- 景観を正面から捉えた基本的な法制を整備し、
 - ・ 景観を整備・保全するための基本理念の明確化
 - ・ 国民・事業者・行政の責務の明確化
 - ・ 景観形成のための行為規制を行う仕組みの創設
 - ・ 景観形成のための支援措置の創設 等
- により、景観の意義やその整備・保全の必要性を明確に位置付けるとともに、地方公共団体に対し、いざという場合の一定の強制力を付与することが必要

基本理念

良好な景観は、国民共通の資産として、現在及び将来の国民がその恵沢を享受できるよう、その整備及び保全が図られなくてはならない

良好な景観は、適正な制限の下にこれらが調和した土地利用がなされること等を通じて、その整備及び保全が図られなければならない

地域において積み重ねられてきた暮らしやコミュニティ等

人々の生活や経済活動等に支障をきたすような過度の制限ではないこと

良好な景観は、地域住民の意向を踏まえ、それぞれの地域の個性及び特色の伸長に資するよう、その多様な形成が図られなくてはならない

画一的な整備を行うのではなく

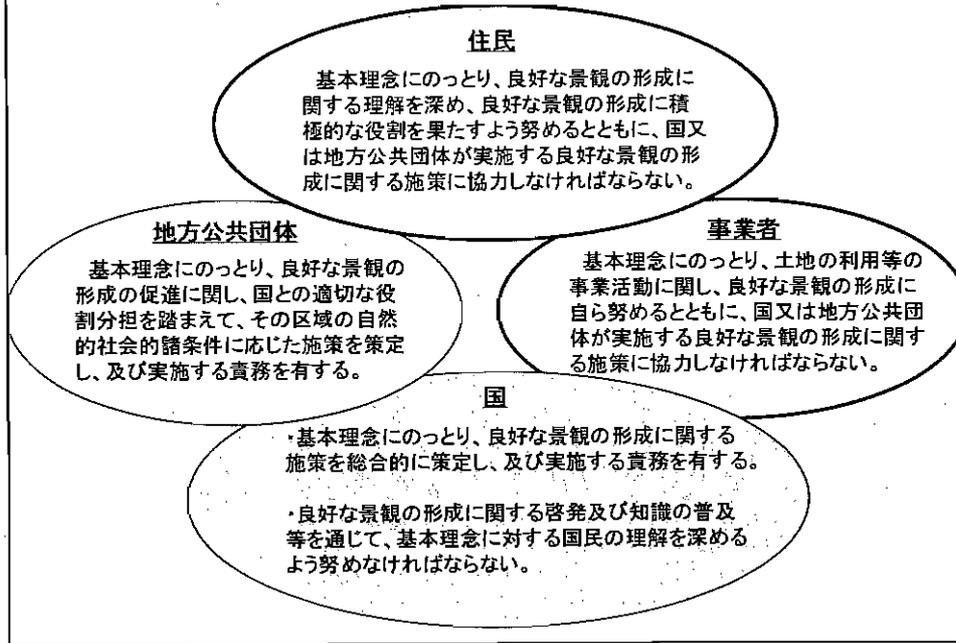
良好な景観が形成されることにより、地域の魅力が増進、創出されるものであることから、観光等の地域間の交流の観点からも、美しい景観づくりに大きな期待

良好な景観は、地域の活性化に資するよう、地方公共団体、事業者及び住民により、その形成に向けて一体的な取組がなされなければならない

良好な景観の形成は、現にある良好な景観を保全することのみならず、新たに良好な景観を創出することを含むものであることを旨として、行われなければならない

大規模な土地利用の転換を図るべき地区における再開発事業や、シンボルロード、駅周辺整備等の地域の顔を創出し、再整備する事業、住商混在の既存市街地等における地域再生の取組等

責務



景観行政団体

景観行政を一元化し、やる気のある市町村が景観行政の担い手となるように措置

「景観行政団体」とは、景観行政を担う主体
 政令市、中核市、都道府県は自動的に景観行政団体となり、
 その他の市町村は、都道府県知事との協議・同意により景観行政団体になることが可能

【運用指針】

良好な景観の形成は、居住環境の向上等住民の生活に密接に関係
 地域の特色に応じたきめ細かな規制誘導方策が有効

基礎的自治体である市町村が中心的な役割を担うことが望ましい。

これまで、実態として都道府県、市町村がそれぞれに取組を推進
 市町村の体制等が十分でない場合もある

都道府県、市町村ともに景観行政を担い得るとした上で、同一の行政区域について、都道府県及び市町村が重複して二重に行政を行う事態を避けるために、そのいずれかが景観行政団体として、景観行政を一元的に担うこととした

その他の市町村が景観行政団体になるために必要な手続

- 都道府県との協議・同意
- 景観行政団体となる日の30日前までに公示(法第7条7項)

<公示する事項>

- ・景観行政団体になる旨
- ・景観行政団体になる日

景観計画

景観計画とは、景観行政団体が、景観行政を進める場として定める基本的な計画

良好な景観の形成に関する事項を横断的かつ一体的に定めることが可能

また、景観重要建造物、景観重要樹木、景観協議会、景観協定等の規制誘導の仕組み、住民参加の仕組み等の景観法に基づく措置は、景観計画区域内を対象

【景観計画に定める事項】

必須事項

- 景観計画区域
- 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針
- 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

選択事項

- 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針
(当該景観計画区域内にこれらの指定の対象となる建造物又は樹木がある場合に限る。)
- 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項
- 景観重要公共施設の整備に関する事項
- 景観重要公共施設の占用等の基準
- 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項
- 自然公園法の許可の基準

○景観計画の図書

土地に関し権利を有する者が、自己の権利に係る土地が景観計画区域に含まれるかどうかを容易に判断することができるよう、景観行政団体が定める方法により表示する図面
(※原則として縮尺2,500分の1程度)

景観は、建築物、工作物のみならず、屋外広告物、公共施設、農地、森林、自然公園等の様々な事物が横断的にかかわってなされるもの

良好な景観の形成の推進のためには、これらの全てを景観計画において一体的に位置付け、調和のとれた推進を図ることが有効

景観行政団体の状況(平成23年6月1日現在)

○全国の状況

512団体が景観行政団体になっている。

内訳: 都道府県47、政令市19、中核市41、
その他の市町村405

○三重県の状況

29市町のうち、7市が景観行政団体になっている。

内訳: 四日市市、鈴鹿市、伊賀市、松阪市、伊勢市、
桑名市、亀山市、三重県

※ 今後、津市、志摩市、名張市、鳥羽市が、
景観行政団体になる意向を示している。

三重県景観づくり条例

平成19年10月20日公布・一部施行

平成20年4月1日全面施行

【目的】

景観づくりに関し、県及び県民等の責務並びに県と市町との連携を明らかにするとともに、基本となる事項を定めることにより、景観づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、新たなまちづくり活動等を通じて潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図る。

【県、県民等の責務】

- ① 県は、市町と連携し、広域的な見地から景観づくりに関する施策を実施する。
- ② 県は、景観行政の中心的な役割を担う市町が、景観行政団体として景観づくりに関する施策を実施できるよう支援を行う。
- ③ 県民等は、景観づくりに関する理解を深め、自ら景観づくりを実践するとともに、県又は市町が実施する景観づくりに関する施策に協力する。

三重県景観計画

- ・ 三重県景観計画は、「景観法」及び「三重県景観づくり条例」の規定に基づき、策定しました。
- ・ 平成19年12月4日告示(公表)
- ・ 平成20年4月1日発効

県の推進方策

地域が主体となる景観づくりに向けた支援
市町への支援、県民への普及啓発
良好な景観づくりのための制度や手法の活用
景観法に基づく規制誘導 ほか
公共事業等における良好な景観づくりの推進

事業シート (概要説明書)

予算事業名	屋外広告物沿道景観推進事業費	事業開始年度	平成19年度	
上位施策事業名	美しい景観づくり	担当部局	県土整備部	
根拠法令	屋外広告物法 三重県屋外広告物条例	担当室	景観まちづくり室	
事務区分	<input checked="" type="checkbox"/> 自治事務 <input type="checkbox"/> 法定受託事務	グループ名	景観G	
事業概要	事業の必要性・実施の背景	<p>(屋外広告物法) 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観の形成及び風致の維持のため、屋外広告物の表示等について、禁止や制限をすることができる。(第3～5条)</p> <p>(三重県屋外広告物条例) 禁止地域、許可地域、禁止物件の指定や適用除外を定めている(第3～6条)。また、三重県独自の取組として、屋外広告物沿道景観地区を指定できるとしている。(第8条)</p> <p>(事業の必要性) 三重県屋外広告物条例の規定により、屋外広告物の大きさなどについて規制をしているが、さらに積極的に良好な景観の形成及び風致の維持をはかりたい地域を屋外広告物沿道景観地区に指定することが可能である。 現在、伊勢志摩地域においては、伊勢市内を中心に沿道景観地区を2地区指定しているが、平成25年の神宮式年遷宮を控え、志摩地域の幹線道路沿いの屋外広告物を地域の景観と調和したものに誘導することが重要である。 なお、現在、県内において屋外広告物の沿道景観地区の指定を行なえる市町は松阪市のみである。(三重県の事務処理の特例に関する条例に基づき、松阪市に当該事務の権限移譲を行った。)</p>		
	目的 (何をどうするために)	伊勢志摩地域の屋外広告物の大きさを一般地区よりも小さくするなど、地域に即した許可基準を設けることにより、観光地の幹線道路沿いの屋外広告物を地域の景観に調和したものになるよう誘導することを目的としている。		
	目標 (何がどうなれば達成か)	屋外広告物沿道景観地区の掲出基準案を作成することを目標としている。		
	対象 (誰・何を対象に)	屋外広告物事業者、広告主、県民		
	実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施		
		<input checked="" type="checkbox"/> 業務委託 又は <input type="checkbox"/> 指定管理 (委託先又は指定管理者：南海カツマ株式会社)		
		<input type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕 (補助先：) 実施主体：)		
		<input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先：) <input type="checkbox"/> その他 ()		
事業内容 (手段、手法など) ※当該事業以下に細事業がある場合は、事業費とともに記載	<p>三重県を代表する観光地である伊勢志摩地域の幹線道路沿いの屋外広告物を一般地域のものよりも小さくしたり、地域の景観に調和した屋外広告物を例示することなどにより、当該地域の良好な景観の形成をはかる。</p> <p>〔屋外広告物沿道景観地区の指定に向けた取組〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 屋外広告物沿道景観地区の指定候補地周辺の屋外広告物の現況を調査する。(H23年度) 2 市町や地域住民、関係団体との協働により、屋外広告物の許可基準案等を検討する。(H23年度) 3 許可基準案を作成する。(H23年度) 4 縦覧公告後、指定告示を行う(H24年度) 5 地域に調和した屋外広告物に誘導するため、屋外広告物ガイドラインを作成する。(H24年度) <p>屋外広告物沿道景観地区を指定するため、次の業務を委託する。 ・指定候補地周辺の屋外広告物の現況調査、検討会の運営支援等</p> <p>委託先の選定方法、委託金額 ・選定方法 指名競争入札 ・委託金額 3,202,500円</p>			
関連事業 (同一目的事業等)	屋外広告物対策費 4,621千円 屋外広告物の許可等の事務			

事業シート (概要説明書)

予算事業名		屋外広告物沿道景観推進事業費				事業開始年度		平成19年度	
		23年度(予算)		22年度(決算)		21年度(決算)		20年度(決算)	
事業費 コスト	報酬	0千円		0千円		0千円		0千円	
	委託料	4,542千円		3,654千円		3,959千円		3,446千円	
	需用費	4千円		0千円		11千円		0千円	
	役務費	0千円		0千円		0千円		0千円	
	その他	75千円		0千円		21千円		81千円	
	事業費合計	4,621千円		3,654千円		3,991千円		3,527千円	
	担当正職員	0.4人	3,603千円	0.4人	3,806千円	0.4人	3,788千円	0.4人	3,737千円
臨時職員等	人	千円	人	千円	人	千円	人	千円	
人件費合計	0.4人	3,603千円	0.4人	3,806千円	0.4人	3,788千円	0.4人	3,737千円	
総事業費		8,224千円		7,460千円		7,779千円		7,264千円	
財源 内訳	国庫支出金	1,970千円		千円		1,650千円		千円	
	地方債	千円		千円		千円		千円	
	その他特財	千円		千円		千円		千円	
	一般財源	2,651千円		3,654千円		2,341千円		3,527千円	
	財源合計	4,621千円		3,654千円		3,991千円		3,527千円	
事業実績	【活動指標名】			単位	H22年度	H21年度	H20年度		
	検討会議の開催			回	—	4	—		
	ガイドラインの作成			地区	1	—	1		
	効率指標 (事業費/活動指標)			総事業費	/				
事業成果	【成果指標名】			単位	H22年度	H21年度	H20年度		
	屋外広告物沿道景観地区策定数(累計)			地区	7	6	6		
	成果実績 (事業目標達成状況)								
事業の自己評価 (今後の事業の方向性、課題等)		<p>良好な景観の形成及び風致の維持をはかりたい地域を屋外広告物沿道景観地区に指定することにより、観光地などの幹線道路沿いの屋外広告物を地域の景観に調和したものに誘導している。 現時点で、沿道景観地区の指定が必要な地域として、伊勢志摩地域の国道260号及び167号の沿道を想定している。 当該2沿道景観地区の指定により、当面必要と考えられる指定は完了し、事業は平成26年度で終了する。</p>							
比較参考値 (他自治体での類似事業の例など)		<p>屋外広告物沿道景観地区制度は、三重県では全国に先駆けて取り組み、国土交通省が作成した屋外広告物ガイドラインにも平成16年度に新たに組み入れられており、現在は16県で指定がなされている。</p>							
特記事項 (事業の沿革等)		<p>現在の屋外広告物沿道景観地区の指定状況(別紙参照) 【伊勢志摩地域】 〔平成2年度〕国道167号(伊勢市～鳥羽市)〔平成20年度〕県道伊勢磯部線など(伊勢市内) 【東紀州地域】 〔平成11～13年度〕国道42号(多気町～紀宝町)〔平成22年度〕国道311号(尾鷲市～熊野市) 【その他】 〔平成7年度〕県道水郷公園線(桑名市長島町)</p>							

屋外広告物関係法令等について

三重県では屋外広告物法に基づき、屋外広告物条例を定め、良好な景観の形成、風致の維持、公衆に対する危害の防止の観点から、設置場所や大きさその他の規格について規制を行っています。

○ 広告物を設置する場合は、許可が必要です。

次のような広告物を設置する場合は、許可が必要となります。(例示)

1 営業のために店舗や工場等の敷地内に設置する 広告物

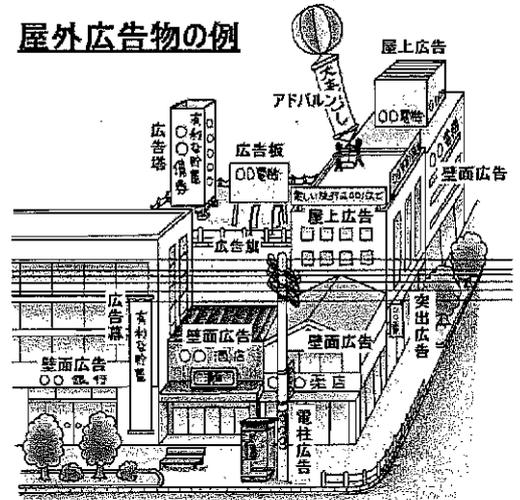
広告物の表示面積が1方向につき10㎡を超える場合は、許可が必要となります。

※ 複数の広告物を設置している場合は、合計した面積となります。

2 営業のために1以外の場所（道路の沿道等）に設置する広告物

大きさや規格にかかわらず、全ての広告物について、許可が必要となります。

屋外広告物の例



○屋外広告物法（抜粋）

（目的）

第一条 この法律は、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置並びにこれらの維持並びに屋外広告業について、必要な規制の基準を定めることを目的とする。

（広告物の表示等の禁止）

第三条 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観又は風致を維持するために必要があると認めるときは、次に掲げる地域又は場所について、広告物の表示又は掲出物件の設置を禁止することができる。（各号、略）

2 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観又は風致を維持するために必要があると認めるときは、次に掲げる物件に広告物を表示し、又は掲出物件を設置することを禁止することができる。（各号、略）

（広告物の表示等の制限）

第四条 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要があると認めるときは、広告物の表示又は掲出物件の設置（前条の規定に基づく条例によりその表示又は設置が禁止されているものを除く。）について、都道府県知事の許可を受けなければならないとすることその他必要な制限をすることができる。

(広告物の表示の方法等の基準)

第五条 前条に規定するもののほか、都道府県は、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要があると認めるときは、条例で、広告物(第三条の規定に基づく条例によりその表示が禁止されているものを除く。)の形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法の基準若しくは掲出物件(同条の規定に基づく条例によりその設置が禁止されているものを除く。)の形状その他設置の方法の基準又はこれらの維持の方法の基準を定めることができる。

○三重県屋外広告物条例(抜粋)

(禁止地域等)

第三条 次の各号に掲げる地域又は場所においては、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。(各号、略)

(禁止物件)

第四条 次の各号に掲げる物件に広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。(各号、略)

(許可地域等)

第五条 次の各号に掲げる地域又は場所(第三条第一項各号に掲げる地域又は場所を除く。)において広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、規則で定めるところにより知事の許可を受けなければならない。(各号、略)

(広告物景観地区の指定)

第八条 知事は、良好な景観の形成及び風致の維持を積極的に推進するため、第三条第一項各号又は第五条第一項各号に規定する地域又は場所で、次に掲げる地域のうち、道路端から百メートルの範囲で知事が定める一定の区域を屋外広告物沿道景観地区(以下「広告物景観地区」という。)として指定することができる。

- 一 都市を代表する道路及びその沿道地域
 - 二 駅前広場に通ずる道路及びその沿道地域
 - 三 伝統的建造物群保存地区内の主要道路及びこれに通ずる道路並びにその沿道地域
 - 四 総合保養地域整備法(昭和六十二年法律第七十一号)第五条第二項第三号の規定により定められた重点整備地区内の主要道路及びこれに通ずる道路並びにその沿道地域
 - 五 前各号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める道路及びその沿道地域
- 2 知事は、前項の規定による広告物景観地区を指定し、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ関係市町長の意見を聴かななければならない。
 - 3 知事は、第一項の規定による広告物景観地区を指定し、又はこれを変更したときは、その旨を告示するものとする。

長島屋外広告物沿道景観地区
 (県道水郷公園線・桑名市長島町)
 指定告示 H7.4.18
 施行 H9.4.8
 距離 約 8 km

伊勢志摩屋外広告物沿道景観B地区(県道伊勢磯部線等・伊勢市)
 指定告示 H21.3.31
 施行 H21.4.1
 距離 約 6 km

伊勢志摩屋外広告物沿道景観地区(国道167号・伊勢市、鳥羽市)
 指定告示 H2.9.14
 施行 H9.7.1
 距離 約 14 km

国道311号屋外広告物沿道景観地区(国道311号・尾鷲市、熊野市、御浜町)
 指定告示 H23.3.25
 施行 H23.4.1
 距離 約 76 km

奥伊勢屋外広告物沿道景観地区(国道42号:多気町、大台町、大紀町)
 指定告示 H11.12.21
 施行 H12.3.21
 距離 約 39 km

紀北屋外広告物沿道景観地区(国道42号:紀北町、尾鷲市)
 指定告示 H13.3.21
 施行 H13.6.21
 距離 約 45 km

紀南屋外広告物沿道景観地区(国道42号:熊野市、御浜町、紀宝町)
 指定告示 H13.3.21
 施行 H13.6.21
 距離 約 41 km

